

介護老人保健施設 パステルヴィレッジ小野
通所リハビリテーション 利用料金表

（ 令和3年4月1日 ～ ）

(1) 利用料金

基本利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。）

① 【所定時間6時間以上7時間未満】

（回）

要介護1	710円	要介護4	1,129円
要介護2	844円	要介護5	1,281円
要介護3	974円		

② 【食費】(食材費+調理相当分)

600円/1日

(2) 加算・減算

サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	22円 /回	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士70%以上又は、勤務10年以上介護福祉士25%以上の職員配置がある場合
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に 1.9%を乗じた金額	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員の更なるサービスの資質向上、雇用の改善、労働環境の改善の為の加算
入浴介助加算（Ⅱ）	60円 /日	<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価している場合 入浴が難しい環境にある場合は、訪問した医師等が介護支援専門員、福祉用具専門相談員と連携し、環境整備に関わる助言を行った場合 当該事業所の作業療法士等が医師との連携の下で居宅の浴室の環境を踏まえた個人の入浴計画を作成し、入浴計画に基づき居宅に近い環境にて、入浴介助を行った場合
リハビリテーション 提供体制加算	24円 /回	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合 事業所において、配置されているリハ職の合計数が、事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合
リハビリテーション マネジメント加算（A）イ	開始から 6ヶ月以内 560円 /月	<ul style="list-style-type: none"> 概ね3ヶ月に一度又は状況に応じた評価を行い、医師、利用者又は家族がリハビリテーション会議に参加し、リハビリテーション計画を行った場合 通所リハビリテーション計画作成に当たり、同意を得た月から6ヶ月以内にあつては、月1回以上、6ヶ月を超えた場合は3ヶ月に1回以上開催し、リハビリテーション計画書を見直している場合 状態変化に応じて通所リハビリテーション計画を見直している場合 通所リハビリテーション計画書について作業療法士等が説明し、同意を得るとともに説明した内容を医師へ報告した場合
	開始から 6ヶ月超 240円 /月	

リハビリテーション マネジメント加算 (B) イ	開始日から 6ヶ月以内 830円 /月	<ul style="list-style-type: none"> 概ね3ヶ月に一度又は状況に応じた評価を行い、医師、利用者又は家族がリハビリテーション会議に参加し、リハビリテーション計画を行った場合 通所リハビリテーション計画作成に当たり、同意を得た月から6ヶ月以内にあつては、月1回以上、6ヶ月を超えた場合は3ヶ月に1回以上開催し、リハビリテーション計画書を見直している場合 状態変化に応じて通所リハビリテーション計画を見直している場合 医師が利用者又はその家族に対し、リハビリテーション計画の内容について、リハビリテーション会議で説明し、同意を得た場合
	開始日から 6ヶ月超 510円 /月	
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	開始日から 6ヶ月以内 1,250円 /月	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーションマネジメント加算(A)、(B)を算定し、生活行為の充実を図る為、目標を踏まえた実施頻度、実施時間及び実施場所を記載したリハビリテーション計画書を作成し提供した場合 研修を修了した作業療法士等が配置され、リハビリテーション実施計画を定めて、リハビリテーションを提供した場合 医師又は医師の指示を受けた作業療法士等が、当該利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価を概ね1ヶ月に1回以上実施している場合
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	110円 /日	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士又は作業療法士が、利用者に対して退院(所)日又は認定日から起算して<u>3ヶ月以内の期間</u>に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合
送迎減算	-47円 /片道	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合

(3) その他の利用料金

教養娯楽費…

1日あたり 100円

※償還払い

要介護認定の申請前に、緊急的にやむを得ない理由によりサービスを利用した場合、又は介護保険料を滞納した場合には、介護サービス利用者がいったん事業者[※]に全額費用の支払いを行い、事業者より交付される領収書等を市町村に提出することによって、保険給付の償還払いとなることがあります。